

免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に運転免許証の更新期限までに更新手続きができず、更新期限が過ぎてしまいそうな方は、更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に申し出ていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります。また更新期限も延長されます。（手数料は無料）

【対象者】

免許証の更新期限が**令和2年3月13日から7月31日までの間**の方（更新期限が過ぎてしまった方は対象外）

※ 既に運転及び更新可能期間の延長手続きを取った方も再度手続きが可能です。（代理人・郵送申請可）

【運転免許センター等で申請する場合】

運転免許センター、安全運転学校各分校及び各警察署交通課窓口に運転免許証、更新手続開始申請書を持参し、新型コロナウイルスによる影響で免許更新できない旨申告してください。

代理人（申請者の親族、申請者が入院又は入所している病院や介護施設等の職員等）での申請も可能です。この場合は委任状もあわせて持参してください。

※ 本手続きは平日午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分に手続きができます。

【郵送で申請する場合】

① 返信用封筒（定型封筒に414円切手を貼付し、表面に返信先となる申請者の住所、氏名を記載）

② 運転免許証のコピー

③ 更新手続開始申請書

を同封の上、下記送付先まで郵送してください。

※ 郵送申請は、免許証の住所が沖縄県の方に限ります。

※ 運転免許証の有効期限の末日の消印があれば受付可能です。

※ 免許センターから手続き済みである旨のシールが送付されますので運転免許証の裏面に貼付してください。シールが送付されるまでに2週間程度かかる場合もありますので期間に余裕を持って申請してください。

※ 運転免許証の有効期限が切れた場合にはシールを貼付するまでは運転及び更新可能期間の延長手続きは完了しないのでそれまでは運転しないでください。

☆ 送付先：901-0225 沖縄県豊見城市字豊崎3番地22 沖縄県警察本部交通部運転免許課

更新手続開始申請書及び委任状は県警ホームページに掲載しているほか、運転免許センター、安全運転学校各分校及び各警察署交通課窓口で取得できます。

※ **延長した運転及び更新可能期間に講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続を改めて受けていただく必要があります。**（延長手続きをした方も延長手続きをする前の更新期間が通知されたハガキが届きます。延長手続きをした期限までに更新手続きをしてください。）